

平成28年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則
をここに公布する。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第36号

平成28年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年瀬戸市条例第35号。以下「平成28年勧告改正条例」という。）及び瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年瀬戸市条例第6号。以下「平成26年勧告改正条例」という。）の規定に基づき、平成28年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 平成26年勧告改正条例附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成28年勧告改正条例の施行の日をいう。
- (3) 給与条例 瀬戸市職員の給与に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第4号）をいう。
- (4) 改正後の条例 平成28年勧告改正条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。

(5) 改正前の条例 平成28年勧告改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の条例の規定（平成26年勧告改正条例附則第3項の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の条例の規定（平成26年勧告改正条例附則第3項の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 夜間勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

第4条 経過措置額支給特定職員（市長の定める職員を除く。）に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第23条その他の条例の規定による給与の減額（市長の定めるものに限る。第6条第2項において「第23条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、

改正前の条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(端数計算)

第5条 平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料の支給に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給与の特例)

第6条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の条例の規定による給料月額から給与条例附則第14項に定める額に相当する額を減じた額と平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料の額との合計額(給与条例第23条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の条例の規定による給料月額から給与条例附則第14項に定める額に相当する額を減じた額と平成26年勧告改正条例附則第3項の規定による給料の額との合計額(給与条例第23条第2項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける前条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第23条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年勧告改正条例附則第

3 項の規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、平成 28 年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。